

鳥取県告示第 453 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成17年度から 平成19年度まで	鳥取市（鹿野町乙亥正及び 気高町日光の各一部）の地 籍図及び地籍簿	鹿野町乙亥正及び気 高町日光の各一部	平成 20 年 6 月 17 日
”	平成18年度から 平成19年度まで	鳥取市（河原町山手の一部） の地籍図及び地籍簿	河原町山手の一部	”
”	”	鳥取市（福部町蔵見の一部） の地籍図及び地籍簿	福部町蔵見の一部	”
”	”	鳥取市（国府町神垣の一部） の地籍図及び地籍簿	国府町神垣の一部	”
岩 美 町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	岩美町（大字浦富の一部） の地籍図及び地籍簿	大字浦富の一部	”
八 頭 町	”	八頭町（山上の一部）の地 籍図及び地籍簿	山上の一部	”
”	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	八頭町（見槻及び志子部の 各一部）の地籍図及び地籍 簿	見槻及び志子部の各 一部	”
湯 梨 浜 町	”	湯梨浜町（大字佐美及び大 字埴見の各一部）の地籍図 及び地籍簿	大字佐美及び大字埴 見の各一部	”
”	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	湯梨浜町（大字宮内の一部） の地籍図及び地籍簿	大字宮内の一部	”
北 栄 町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	北栄町（国坂及び江北の各 一部）の地籍図及び地籍簿	国坂及び江北の各一 部	”
”	”	北栄町（土下及び北条島の 各一部）の地籍図及び地籍 簿	土下及び北条島の各 一部	”